

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の5年経過見直し案

(1) 独自基準

	国基準（要約）	市独自基準	見直し後
①	小規模保育事業B型、小規模型事業所内保育事業の職員を <u>半数以上</u> は保育士とする。	<u>3/4以上</u> は保育士とする。	継続
②	「離島その他の地域」に関する規定	本市は該当しないため、規定を設けていない。	継続（本市への適用はない。）
③	小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育所において、年齢ごとに必要な保育士数の合計が1となるときは、保育士が1人でもよいこととするなどを規定	資格等の特例規定は設けていない。	継続

(2) 国基準の改正に対して市基準条例を改正していない規定

	国基準（要約）	見直し後
①	家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。）への代替保育の提供元としての小規模保育事業A型事業者等の追加	国基準どおり
②	家庭的保育事業者等への食事の搬入施設に、一定の要件を満たした保育所等から調理業務を受託している事業者を追加	
③	家庭的保育事業者（居宅に限る）の食事の提供について、施行日（平成27年4月1日）から10年間は、自園調理の規定を適用しないことができる。（5年経過措置を5年延長したもの）	
④	家庭的保育事業者等による卒園後の受皿となる連携施設の確保が、著しく困難であるときは、受け皿となる連携施設の確保を不要とする。ただし、定員20人以上の企業主導型保育事業施設又は認可外保育施設を卒園後の受皿に係る連携協力を行うものとして確保しなければならない。	
⑤	満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除	
⑥	家庭的保育事業者（居宅で行う場合、居宅以外で行う場合いずれも）について、施行日（平成27年4月1日）から10年間は、自園調理の規定を適用しない。（5年経過措置を5年延長したもの）	
⑦	家庭的保育事業者等の連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長する。	

(3) 国基準の改正が予定されている規定

なし

(4) 5年間で期限が到来する経過措置

	国基準（要約）	見直し後
①	食事の提供の経過措置 既存の施設又は事業者が家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、自園調理の規定を適用しないことができる。 国の方向性 家庭的保育事業は5年間延長 小規模保育事業所、事業所内保育事業所は延長しない	国基準どおり
②	連携施設に関する経過措置 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、連携施設の確保をしないことができる。 国の方向性 5年間延長	
③	保育従事者の資格に関する特例 家庭的保育者及び家庭的保育補助者は、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の保育従事者とみなす。 国の方向性 延長しない	
④	利用定員に関する経過措置 小規模保育事業C型の利用定員を6人以上10人以下であるものを、6人以上15人以下とすることができる。 国の方向性 延長しない	